

令和8年度から適用する入札・契約に関する主な見直し内容について

本市が発注する予定価格400万円を超える建設工事及び予定価格200万円を超える工事関連業務に係る入札・契約について、令和8年度から適用する主な見直しの内容は以下のとおりとなります。

各通知及び案件ごとの入札説明書等を熟読いただき、変更点に留意の上、入札参加申請等を行ってください。

法改正等に伴う見直し	
① 工事費内訳書及び請負代金内訳書の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・「工事費内訳書各経費の記載に係る留意点について」（別添2）を公表しました（※）。工事費内訳書における材料費等の記載に当たっては、当該資料を参考にしてください。※入札情報公開システムにおいて、各案件の「申請添付書類様式」中に参考資料として掲載しました。・落札候補者の工事費内訳書確認の際、工事費内訳書に材料費等の記載が無い場合は材料費等を追記した工事費内訳書を求めることとします。※ただし低入札価格調査対象者の場合は工事費内訳書の再提出は認めません。・契約締結後に提出いただく「請負代金内訳書」の様式を改正しました。 <p>工事費内訳書及び請負代金内訳書の取扱いについて 別添1：工事費内訳書における材料費、労務費等の明示について 別添2：工事費内訳書各経費の記載に係る留意点について</p>
② 建設業法の改正に伴う監理技術者等及び営業所技術者の専任緩和	<ul style="list-style-type: none">・情報通信機器を活用するなどの一定の要件を満たす場合に、専任の監理技術者又は主任技術者が工事現場を2件まで兼任できることとしました。（専任特例1号）・情報通信機器を活用するなどの一定の要件を満たす場合に、営業所技術者を1件に限り工事現場へ専任の監理技術者又は主任技術者として配置を認めます。（建設業法第26条の5） <p>建設業法の改正に伴う監理技術者等及び営業所技術者の専任緩和について</p>

入札・契約手続の電子化	
① 契約保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化	<ul style="list-style-type: none">・契約保証や前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書等について、電子証書等閲覧サービスを利用した電子保証を開始しました。（従来どおり紙の証券・証書の提出も可） <p>電子保証関係のページ</p>

②事後審査書類の電子化	<p>・落札候補者となった際に提出する事後審査書類について、電子調達システム上での提出受付を開始しました（従来どおり窓口への持参による提出も可）。</p> <p>※詳細は後日堺市ホームページ上で通知します。</p>
総合評価落札方式・低入札価格調査制度	
①建設工事における総合評価落札方式ガイドライン（令和8年度版）の策定	<p>総合評価落札方式（建設工事）のページ</p>
②建築設計業務における総合評価落札方式施行実施ガイドライン（令和8年度版）の策定	<p>総合評価落札方式（建築設計業務）のページ</p>
③低入札価格調査制度の見直し及び労務費ダンピング調査の試行	<ul style="list-style-type: none"> ●低入札価格調査辞退届の提出期間の変更 <p>改正前：低入札価格調査対象者が、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日以内に提出</p> <p>改正後：調査基準価格を下回る入札を行った全ての者が、開札日の翌日から起算して4日以内に提出</p> <p>※期限経過後の提出は認めません。</p> ●労務費ダンピング調査の試行 <p>対象案件：低入札価格調査制度を適用する工事（予定価格1億5千万円以上）</p> <p>対象者：調査基準価格を下回る入札を行った者（詳細調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合を除く。）</p> <p>低入札価格調査制度の見直し及び労務費ダンピング調査の試行について</p>

その他	
①暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の改正	<p>・令和8年4月以降に提出する誓約書から様式を改正し、押印不要としました。</p> <p>暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の改正について</p>
②事後審査に係る誓約書の改正	<p>・令和8年4月以降に発注する案件の事後審査において提出する誓約書から様式を改正し、配置予定の技術者等は、兼任が可能な場合として規定する場合を除き、他の工事及び工事以外の業務その他の案件に係る職務との兼任ができない旨の注意書きを追加しました。</p> <p>事後審査書類（市長事務部局等）のページ</p>